

## 【シンガポール】 ニース国際分類第10版の適用等に関する通知について

2015年1月27日

ジェトロ・バンコク事務所

2015年版のニース国際分類第10版が2015年1月1日から適用される旨の通知（Circular No. 17/2014）が公表された。

また、同通知では、第35類の指定役務について以下の変更を加えることについても通知している。

① 現在、「the bringing together, for the benefit of others, of a variety of goods (excluding the transport thereof), enabling customers to conveniently view and purchase those goods（顧客に対する便益の提供）」という指定役務については、小売店、卸売店又は世界的ネットワークを有するECウェブサイト等のような商品の提供手段と併せて規定することが求められているが、今後は、商品の提供手段の規定は不要とした。

② 現在の指定役務に加え、新たに「Retail sale services」、「Retail store services」、「Wholesale store services」、「Online retail services」、「Online wholesale services」、「Online retail store services」、「Online wholesale store services」という指定役務を加えた。

③ 「Sale of [goods of interest]」という指定役務は、売主の権利の売却行為であり、第三者に提供される役務ではないとして、同指定役務を今後は認めないこととした。

公表日

2014年12月9日

URL等

[http://www.ipos.gov.sg/AboutIP/TypesofIPWhatisIntellectualProperty/Whatisatrade-mark/CircularsandPracticeDirections/2014.aspx#Circular No. 17/2014 retail](http://www.ipos.gov.sg/AboutIP/TypesofIPWhatisIntellectualProperty/Whatisatrade-mark/CircularsandPracticeDirections/2014.aspx#Circular%20No.%2017/2014%20retail)

本内容は、日本貿易振興機構が2014年12月現在TMI Associates (Singapore) LLPより入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは当該機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことを予めお断りします。